

令和 3 年度市・県民税の税制改正等について(お知らせ)

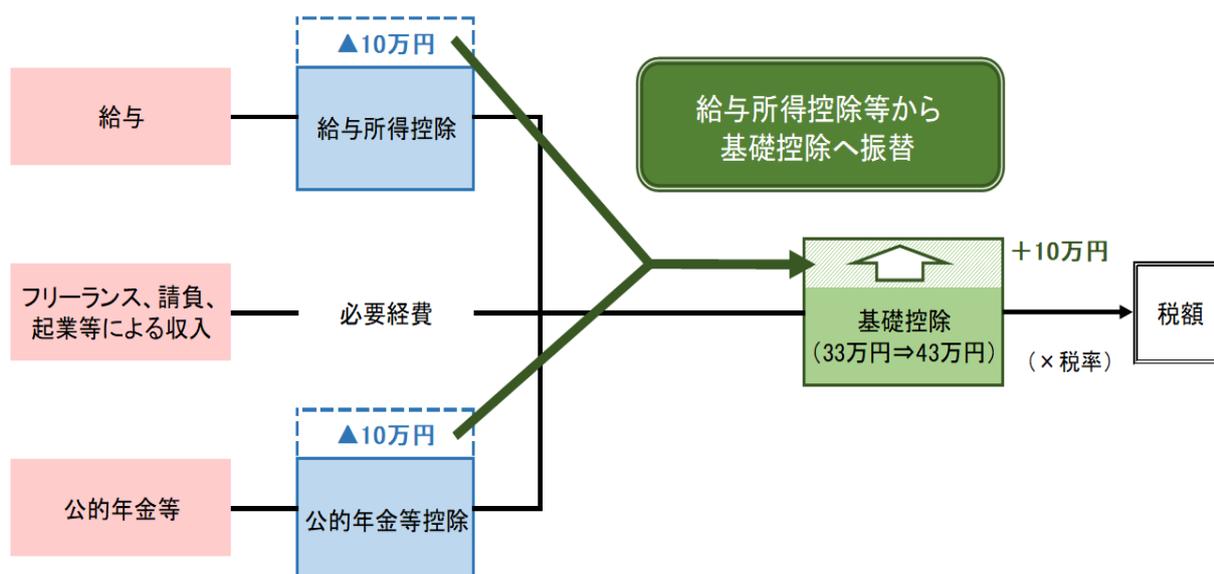
令和 3 年度(令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日の間に得た収入)の市・県民税から適用される主な改正点についてお知らせします。

掲載項目

- 給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除への振替え
- 給与所得控除の見直し
- 公的年金等控除の見直し
- 基礎控除の見直し
- 調整控除の見直し
- 所得金額調整控除の創設
- 非課税基準及び所得控除等の適用に係る合計所得金額の要件等の見直し
- 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し

給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除への振替え

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする観点から、給与所得控除及び公的年金等控除の金額が一律 10 万円引き下げられ、基礎控除の金額が 10 万円引き上げられます。



給与所得控除の見直し

- 1 給与所得控除額が一律 10 万円引き下げられます。
- 2 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円、その上限額が 195 万円にそれぞれ引き下げられます。

給与等の収入金額(A)	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超180万円以下	(A) × 40%	(A) × 40% - 10万円
180万円超360万円以下	(A) × 30% + 18万円	(A) × 30% + 8万円
360万円超660万円以下	(A) × 20% + 54万円	(A) × 20% + 44万円
660万円超850万円以下	(A) × 10% + 120万円	(A) × 10% + 110万円
850万円超1,000万円以下		195万円(上限額)
1,000万円超	220万円(上限額)	

公的年金等控除の見直し

- 1 公的年金等控除額が一律 10 万円引き下げられます。
- 2 公的年金収入金額が 1,000 万円を超える場合、公的年金等控除額は 195 万 5 千円が上限とされます。
- 3 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円を超え 2,000 万円以下の場合には一律 10 万円、2,000 万円を超える場合には一律 20 万円が上記1及び2の見直し後の控除額から引き下げられます。

65歳未満

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額			
	改正前	改正後		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	区分なし	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	70万円	60万円	50万円	40万円
130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 37.5万円	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円
410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 78.5万円	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円
770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 155.5万円	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円
1,000万円超		195.5万円	185.5万円	175.5万円

65歳以上

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額			
	改正前	改正後		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
区分なし	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
330万円以下	120万円	110万円	100万円	90万円
330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 37.5$ 万円	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円	$(A) \times 25\% + 17.5$ 万円	$(A) \times 25\% + 7.5$ 万円
410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 78.5$ 万円	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円	$(A) \times 15\% + 58.5$ 万円	$(A) \times 15\% + 48.5$ 万円
770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 155.5$ 万円	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円	$(A) \times 5\% + 135.5$ 万円	$(A) \times 5\% + 125.5$ 万円
1,000万円超		195.5万円	185.5万円	175.5万円

基礎控除の見直し

- 1 基礎控除額が10万円引き上げられます。
- 2 合計所得金額が2,400万円を超えると、その金額に応じて控除額が逡減し、2,500万円を超えると、基礎控除は適用できなくなります。

合計所得金額	基礎控除の額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	33万円 (所得制限なし)	43万円
2,400万円超2,450万円以下		29万円
2,450万円超2,500万円以下		15万円
2,500万円超		適用なし

調整控除の見直し

合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除が適用できません。

所得金額調整控除の創設

- 1 給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額(1,000 万円を超える場合は 1,000 万円)から 850 万円を控除した金額の 10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

- (1) 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
- (2) 本人が特別障害者に該当する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者、扶養親族を有する

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与等の収入金額}(1,000 \text{ 万円を超える場合は } 1,000 \text{ 万円}) - 850 \text{ 万円}) \times 10\%$$

※この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が 850 万円を超えており、夫婦の間に 1 人の年齢 23 歳未満の扶養親族である子がいる場合は、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。

- 2 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額(10 万円を超える場合は、10 万円)及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額(10 万円を超える場合は、10 万円)の合計額から 10 万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与所得}(10 \text{ 万円を超える場合は } 10 \text{ 万円}) + \text{公的年金等に係る雑所得}(10 \text{ 万円を超える場合は } 10 \text{ 万円})) - 10 \text{ 万円}$$

※上記 1 の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します。

非課税基準及び所得控除等の適用に係る合計所得金額の要件等の見直し

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替えに伴い、非課税基準及び所得控除等の適用に係る合計所得金額の要件が次のとおり見直されます。

要件等		改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件		38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除の合計所得金額要件		38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下
ひとり親に係る生計を一にする子の総所得金額等要件		—	48万円以下
勤労学生控除の合計所得金額要件		65万円以下	75万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得金額等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額		65万円	55万円
障害者、未成年者、ひとり親及び寡婦に対する非課税措置の要件		125万円以下	135万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額（非課税となる方）	同一生計配偶者及び扶養親族がない方	31.5万円	31.5万円＋10万円
	同一生計配偶者又は扶養親族がある方	$31.5万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 18.9万円$	$31.5万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 18.9万円 + 10万円$
所得割の非課税限度額の総所得金額等（均等割のみ課税される方）	同一生計配偶者及び扶養親族がない方	35万円	35万円＋10万円
	同一生計配偶者又は扶養親族がある方	$35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 32万円$	$35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 32万円 + 10万円$

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し

- 1 婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子(総所得金額等 48 万円以下)を有する単身者(合計所得金額 500 万円以下)について、「ひとり親控除」(控除額 30 万円)が適用されます。
- 2 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額 26 万円を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限(合計所得金額 500 万円以下)が設定されます。
- 3 住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある方は対象外となります。

		改正前				改正後						
		寡婦(夫)控除				(単位:万円)						
本人が女性	配偶関係		死別		離別							
	本人合計所得金額		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超					未婚のひとり親500万円以下	
	扶養親族	有	子	30	26	30	26	30	—	30	—	30
		子以外	26	26	26	26	26	—	—	—	—	—
無		26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
本人が男性	配偶関係		死別		離別							
	本人合計所得金額		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超					未婚のひとり親500万円以下	
	扶養親族	有	子	26	—	26	—	30	—	30	—	30
		子以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
無		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

寡婦控除

ひとり親控除